

平成 18 年 5 月 29 日

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準」の公表への意見

- 固定資産の運転により製品を製造している企業にあつては、当該固定資産の建設・修繕のために棚卸資産として保有するものがある。
- これらは、当該会計基準 29「棚卸資産の範囲」における分類で、「(3)販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨」又は「(4)販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨」に該当するものと考えられる。
- 一方、固定資産の運転により製品を製造している企業においては、当該固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき評価している。
- そのため、固定資産を建設するために保有する棚卸資産の評価については、固定資産の評価に合わせて同会計基準に基づいて評価することが適当であると考えられ、当該会計基準 28「対象から除外される範囲」に記載されている「・・・、棚卸資産であっても、他の会計処理により収益性の低下が適切に反映されている場合には、本会計基準を適用する必要はない。・・・」とする部分に該当することになると考えられる。  
また、固定資産の保守（修繕）するために保有する棚卸資産については、販売により投資が回収されるものではないため、価格の下落が収益性の低下に結びつかないと考えられる。（当該会計基準 48）
- 上記の考え方を採用するにあたり、実務的な混乱を避けるため、同項後段で例示されている金融商品会計基準に定める売買目的有価証券や、「研究開発費等に係る会計基準」に定める市場販売目的のソフトウェアのように、以下のとおり例示していただきたい。

「・・・棚卸資産であっても、固定資産の建設のために保有する棚卸資産のように「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて当該固定資産の評価に含めて評価されるなど、他の会計処理により・・・」

以 上